

新潟市告示第496号

新潟市美術館図録販売業務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市美術館の図録の販売業務を平成28年7月16日から平成28年11月7日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年7月16日

新潟市長 篠田 昭

販売業務を行う場所	販売業務受託者
はじまりの美術館 (福島県耶麻郡猪苗代町新町4873)	福島県耶麻郡猪苗代町新町4873 社会福祉法人安積愛育園 はじまりの美術館 館長 岡部 兼芳